

警備防災・通信

■警備防災

1 概要

ねんりんピック岐阜2025の警備防災は、「ねんりんピック岐阜2025警備防災基本方針」及び「ねんりんピック岐阜2025警備防災要綱」に基づいて実施した。

2 警備防災基本方針

第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）の開催にあたり、事故等の発生を未然に防止し、非常時における迅速かつ適切な措置を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、警備防災体制を確立し、安全かつ円滑な大会運営を図るもの。

(1) 警備

- ア 会場及び会場周辺において、事故や犯罪の発生を防止するため、適正な警備体制を整え、状況に応じた的確な交通整理や誘導・規制を行う。
- イ 事故発生時における連絡体制を整え、避難誘導及び緊急自動車の出動に伴う交通整理・誘導等を適切に行う。

(2) 防災

- ア 会場、宿泊施設等における火災等の予防を徹底するとともに、避難経路を確保する。
- イ 災害発生時には、適切な避難誘導を行うとともに、必要に応じ、迅速な救急・救助要請等を行う。

3 警備防災要綱

(1) 目的

この要綱は、ねんりんピック岐阜2025警備防災基本方針に基づき、ねんりんピック岐阜2025（以下「大会」という。）の選手・監督・役員、その他大会関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全の確保に万全を期するとともに、円滑な大会運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 実施機関

大会における警備防災業務は、ねんりんピック

岐阜2025実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びねんりんピック岐阜2025交流大会会場地市町及びねんりんピック岐阜2025ふれあいレク大会会場地市町村（以下「市町村実行委員会等」）が、岐阜県警察本部（所轄警察署を含む。）及び各地区所轄消防本部等（以下「関係機関」という。）の協力を得て行う。

(3) 業務内容

- 大会における警備防災業務は次のとおりとする。
- ア 総合開会式会場、総合閉会式会場及び大会イベント会場（以下「総合開会式会場等」という。）並びに交流大会・ふれあいレク大会会場（開始式会場を含む。）及び練習会場（以下「交流大会会場等」という。）における防犯対策、交通整理等の警備に関すること。
 - イ 総合開会式会場等、交流大会会場等の防火管理、災害発生時の避難誘導等及び指定宿泊施設の防火管理の指導等の防災に関すること。

(4) 事前の警備防災

県実行委員会及び市町村実行委員会等は、関係機関の協力を得て、大会開催前に次のとおり事前の警備防災を実施する。

ア 県実行委員会の業務

- (ア) 総合開会式会場等の警備防災実施体制の整備
- (イ) 交流大会会場等の警備防災実施体制の整備への助言
- (ウ) 総合開会式会場等及び指定宿泊施設に対する防火管理指導の各地区所轄消防本部への依頼
- (エ) 関係機関との連絡調整
- (オ) その他必要な警備防災業務

イ 市町村実行委員会等の業務

- (ア) 交流大会会場等の警備防災実施体制の整備
- (イ) 交流大会会場等に対する防火管理の指導の所轄消防署への依頼
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) その他必要な警備防災業務

(5) 大会開催期間中の警備防災

ア 組織

県実行委員会及び市町村実行委員会等は、関係機関の協力を得て、大会開催期間中に次のとおり組織を設置する。

ねんりんピック岐阜2025

- (ア) 県実行委員会は、警備防災本部（以下「県本部」という。）を設置する。
- (イ) 市町村実行委員会等は、各市町村警備防災本部（以下「市町村本部」という。）を設置する。
- (ウ) 県実行委員会及び市町村実行委員会等は、総合開会式会場等または交流大会会場等に警備防災現地本部（以下「現地本部」という。）を設置し、必要に応じて関係機関の協力を得ることとする。なお、市町村本部は現地本部を兼ねることができる。

イ 業務

県本部、市町村本部及び現地本部の業務は、概ね次のとおりとする。

県本部	<ul style="list-style-type: none"> ・総合開会式会場等の警備防災の統括 ・災害発生時の連絡調整及び対策 ・市町村本部の警備防災状況の把握及び通報連絡 ・関係機関との連絡調整
市町村本部	<ul style="list-style-type: none"> ・交流大会会場等の警備防災の統括 ・災害発生時の連絡調整及び対策 ・県本部に対する通報連絡 ・関係機関との連絡調整
現地本部	<ul style="list-style-type: none"> ・総合開会式会場等（県実行委員会に限る。）または交流大会会場等（市町村実行委員会等に限る。）の警備防災 ・災害発生時の応急処置 ・県本部及び市町村本部に対する通報連絡 ・関係機関との連絡調整 ・その他必要な火災予防及び事故防止のための業務

(6) 災害等への対応**ア 安全対策**

- (ア) 事前の対策

県実行委員会及び市町村実行委員会等は、総合開会式会場等または交流大会会場等における災害等発生時の警備防災マニュアルを作成する。
- (イ) 大会開催期間中の対策

事前に作成した警備防災マニュアルに従い、それぞれの活動体制を確立し、迅速かつ的確な避難誘導や応急処置を行う等、大会参加者等の安全を確保するとともに、関係機関と連絡調整を図り、適切な対策を講じる。

イ 災害等の連絡・通報

現地本部は火災その他の災害、事故等の発生を発見した場合及び通報を受けた場合には、直ちに応急処置を講ずるとともに、県本部、市町村本部及び関係機関に連絡・通報する。

ウ 大会中止の決定

県実行委員会は、大会開催前や大会開催期間中に、大規模災害や重大な事件事故等が発生又は発生が予想され、大会運営に支障をきたす場合には、厚生労働省及び一般財団法人長寿社会開発センターと協議し、大会の中止を決定する。

(7) 連絡調整

この要綱に基づく業務を円滑に進めるため、県実行委員会、市町村実行委員会等、関係機関は、相互に密接な連絡調整を図るものとする。

(8) その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

通信**1 概要**

大会に必要な通信機器は、大会実行委員会及び市町村実行委員会がそれぞれ設置した。

2 臨時通信設備の設置数

大会の運営を円滑に行うため、携帯電話及び無線機を設置した。

①携帯電話

実施本部員用に計111台を設置したほか、ビジネスチャットツールを利用した。

②無線機

実施本部員用に計352台を設置した。